

○細川委員

それでは次に、最低賃金法の改正案について伺ってまいります。

まず、最低賃金決定の基準について伺いたいと思います。

最低賃金の水準についてでございますけれども、我が国の現状は、全国加重平均で時間当たり六百七十三円、最低の地域で六百十円ということになっております。いろいろなところで既に指摘もされておりますとおり、先進国でも最低のレベルということになっております。今まで六百十一円ということになっておりました。今も二年後には八百六十円に引き上げられるということになっております。イギリスは千九百九十円、フランスは千二百三十八円、優に千円を超えております。これを見るだけでも、我が国の最低賃金は国際標準に近づけるべきだというのが結論になるわけでございます。

したがって、この委員会で議論をすべきことは、どういう案であれば、ある程度の最低賃金の引き上げにつながるかということが大変重要でございます。民主党としては、全国平均で千円を目指すという政策を出しております。これは、この法案に対して与党の皆さんがどういうふうにお考えになるかわかりませんが、一部では、余りにも高過ぎる、非常識だという意見も私は聞いております。しかし、もともとフランスやイギリスなんかはもう優に千円を超えているわけですから、仮に千円で年間二十時間働いたとしても、年収は二百万円にしかならない、決して私は大き数字ではないというふうに思っております。

政府から提案されました今回の改正案、中でも最も大事なのが九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」、これが入ったところでございます。生計費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性を配慮する、ここであります。今まではどうだったかという、現行法第三条で、最賃は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して決定し

なければならぬ、こういうふうになっておりました。この規定は改正案の九条二項に引き継がれておりますけれども、この二項と、それから先ほど指摘をいたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はずっと伺っていきたいと思っております。

最低賃金の決定基準は以前から三つありまして、一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の賃金支払い能力、この三つの要素になっておりました。今回は、「地域における」という限定をつけておりますけれども、この三つの要素は原則変更はないわけでございます。

そこでお伺いをいたしますけれども、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか、それとも、この三つのうち一つはもっと重要性があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというの異なるのか。これについてまず伺いたいと思っております。

○青木政府参考人 地域別最低賃金についての委員の御質問でございますが、委員のおっしゃるように、三つの要素で決定されるということになっているわけですが、この三つの要素につきましては、軽重があるわけではなくて、いずれも地域別最低賃金の決定に当たって考慮されるべき要素であるというふうに考えております。

○細川委員 それでは、生活保護との比較についてお伺いをいたします。
私は、憲法二十五条にも規定がありますように、労働者の最低限の生計費というのは、最低賃金のいわば下限でありまして、そしてまた一方で前提だということに思っています。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の生計費を上回る、これは当然でありまして、今まで生活保護以下の最低賃金の決定があったとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最低生活をする権利、こういう二十五条に違反するような疑いがあるというふうに思っております。

類似の労働者の賃金、それから通常の事業の支払い能力、この要素も、マクロに見て最低の生計費を上回って支払い得る根拠とはなっても、それを下回る基準ではないだろう、こういうふうには思っています。

お伺いをいたしますが、労働者の生計費とは生活保護の水準を上回るべきだということに私は考えますが、法案の「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」というこの規定の意味は、少なくとも生活保護の水準を上回る、こういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

○青木政府参考人 今委員が御質問になりましたように、生活保護との関係でございますけれども、地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき三つの決定基準のうち、この生計費につきましては、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ということにおっしゃるとおりなっております。この三つの要素は、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するということに思っています。

○細川委員 それでは、その生活保護に係る施策との整合性ということについて、さらに進んでお聞きをいたしますが、生活保護との比較をするのか、その生活保護の何と比較をするのか、それが大変大事だということに思っています。

そこで、厚労省で作成いたしました「生活保護と最低賃金の比較」というのがございまして、これには四種類の表があつて、事前に厚労省の方からお聞きをいたしましたところ、おおむね二の表が一つの基準となるということにございました。

この表は、生活保護の方については、都道府県の生活扶助基準人口過重平均プラス都道府県の住宅扶助実績値で見られるわけです。最低賃金額は、これは最低賃金額に百七十六、これは一カ月の働く分でございますが、働く時数、そして〇・八六七、これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

かれた分、いわゆる可処分所得の額でございます。そこで、これを比較いたしますと、およそ十一都道府県で最低賃金額が生活保護を下回っていることになりまして。

そこでお尋ねをいたしますが、厚労省として、これら十一都道府県で修正を加える、九条三項で、つまり、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、これをクリアすると思ふ厚労省は考えているのではないかと、こういうふうには思っていますけれども、これについていかがでしょうか。

○青木政府参考人 生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されておりますのに対し、生活保護は市町村を六階級に区分している。また、生活保護は、年齢や世帯構成によって基準額が異なるというふうな点。あるいは、生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助、医療扶助などがある。そういったことをどういうふうにご考慮するかという問題が、御指摘のようにございます。

しかしながら、最低賃金は労働者の最低限度の生活を保障するものであります。モラルハザードの観点から、少なくとも、最低賃金が生活保護を下回っている場合は問題となるだろうというふうには思っております。

さらに、労働して賃金を得る場合には、単に生活保護を受けている場合よりも必要とする経費が増加するという観点からすれば、最低賃金の水準は生活保護を一定程度以上上回るものとすべきであるという考え方もあり得るというふうに思っております。

現在の最低賃金と生活保護の水準を見た場合に、衣食住という意味で、生活保護のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均値により住宅扶助を加えたものを手取り額で見ると、先ほどの図でございますが、その最低賃金が下回っている地域、これが十一地域ということにございますが、まずはそういったケースについて、生活保護との整合性を考慮の上、その逆転を解消する。そして、その上でさらに、最低賃金と生活

保護との整合性のあり方について考慮していくことが必要だというふうに考えております。今申し上げましたそういう考え方も、一つの考え方でないかなというふうに思っております。

いずれにしても、生活保護との整合性を具体的にどのように考慮するかということにつきましては、具体的な話のようになってまいりますので、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものというふうに考えております。

○細川委員 いろいろお聞きをいたしましたけれども、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」という意味が、今聞いただけではちょっとよく私は理解できませんでした。

そこでもう一度お聞きをいたしますが、現在、最低賃金額が最も低い県、これは最低賃金額が六百十四の青森、岩手、秋田、沖繩、この四県のうち、生活保護の方が高いのは秋田県のみで、青森はほぼ同額、そのほかの二県は最低賃金の方が高い、こういうことになっております。逆に、生活保護の方が高い都道府県というのは、東京、神奈川、大阪、埼玉、千葉、京都、兵庫、広島、北海道、宮城、秋田、こういうことになっております。

そこでお聞きをいたしますが、ちよつと秋田を除きまして、すべて大都市を擁する都道府県、先ほど申し上げましたこの十一都道府県については、仮にこの基準にいたしますと、大都市を抱えた都道府県は生活保護の方が高いので、最低賃金は上がるだろう、こういうことではないかと思えますけれども、そういうことでよろしゅうございませうか。

○青木政府参考人 生活保護との整合性だけで最低賃金額を決定するわけではありませんので、これによってこれだけしか上がらないという話ではないと思えます。

ただ、単純に、おっしゃるように、地域別最低賃金が、先ほどの基準で考えて、先ほどの方式、生活扶助基準、人口加重平均と都道府県の住宅扶

助実績値の合計と賃金の可処分所得ベースとを比べてみますと、生活保護を下回っているのは十一都道府県でございます。確かにそうでありませうけれども、具体的な額、水準につきましては、これは考慮の一要素ということでありませうし、地域における労働者の生計費及び賃金、それから通常の事業の賃金支払い能力を考慮して、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものでございまして、それによって適切な引き上げがなされていくというふうに思っております。

さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政労使の合意形成を図りまして、その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引き上げに関しまして、産業政策と雇政策の一体運用を図って取り組んでいくということでありませうので、こういった成果として、生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げがなされるものというふうに考えております。

○細川委員 私が中心的に聞いているのは、今度の改正案で、今までの三つの要素にプラスして、生活保護の施策との整合性ということがプラスになったわけでしょう、そこが、だから、その関係で最賃がどういふふうになっていくかということに私は注目しているんですよ。これが大事なんですよ。そのほかは変わっていないんですから。いろいろなことを言われても、これは我々は理解できませんよ。大事なことは、この改正案で一体どうなっていくかですから。どういふふうにも最賃が上がるかですか。

それでは、ちよつとお聞きしますよ。まず、では、沖繩県の最賃というのは今度の法改正案で上がるんですか。上がるとすれば、どれくらい上がりますか。お聞きいたします。

○青木政府参考人 おしかりを受けるかもしれませんけれども、地域別最低賃金の具体的な水準については、これは先ほど来申し上げておりますよ。うな諸要素を勘案して、適切に地方最低賃金審議会の審議を経て決定されるということになります

ので、具体的にどれが上がる、どのくらい上がるということは今直ちにはお答えできないわけですが、今御質問にありました、先ほど来申し上げております生活保護の生活扶助基準の一定の方式、それと地域別最低賃金の可処分所得ベースをとる場合においては、おっしゃるように、沖繩県においては最低賃金が生活保護を上回っているわけでございます。

したがって、この条項がまず、先ほど申し上げましたように、まずもってその観点の逆転を解消した上で、さらにその上で生活保護と最低賃金の整合性を考える必要があるというふうに先ほど申し上げましたように、そういう点を踏まえて、沖繩県においても具体的な額が決まってくるというふうに思っております。

○細川委員 具体的な数字というのは出てきませんから、しつこく聞くようですけれども、毎年毎年一円とか二円とかそういうものの額が上がっていく、その攻勢を毎年やっていると聞かれていますね。だけれども、そんなことじゃいかぬ、思い切った国際水準に上げなきゃいかぬじゃないか、もっと最低賃金を上げて、そしてワーキングプアなどが発生するようなことがないようにしなきゃいかぬじゃないか、そういうようなことも含めてこれを提案されたわけでしょう。

具体的に沖繩は、今六百十四だったほどの程度になるかというぐらいは、ある程度聞かせてくださいよ。

○青木政府参考人 何度も同じお答えで恐縮でございますけれども、具体的な額を定めるのは、地域の実情に応じて、それぞれの法律で定められた要素を具体的に勘案しながら地方の最低賃金審議会が決めるといふスキームになっているわけでございます。その際に、どういう枠組みで物考えられているかということが法律で決定基準として決められて、まずもって、生活保護との整合性というものは少なくとも従来決定基準にさらに必要だろうというところで、明確化を今回するわけでございます

す。したがって、具体的な額についてどうだというのは、今直ちにお答えできかねるわけでありませうけれども、少なくとも、そういう考え方に基いて具体的な額が決まられるというふうに考えております。

○細川委員 今、沖繩は、最低賃金は六百十四ですね、六百十四。これが今度の法案、とりわけ生活保護との整合性ということで、どれくらい上がったか。これまでは一円とか二円の上がり下がりだったでしょう。それと同じことなんですか、それとも、もっとぐつと上がるんですか。十円単位ですか、百円単位ですか。ちよつとそこを聞かせてくださいよ。何かよくわからないんですよ、その御説明では。

○青木政府参考人 先ほど申し上げましたように、生活保護につきましては、さまざまな決定の仕方がございます。したがって、どれをとるかということはこのからの議論だということに思っております。法律の枠組みとしては、生活保護との整合性をきちんととっていただきたいということだろうというふうに思っております。

少なくとも、先ほど来申し上げておりますように、単身世帯の分類、二類の扶助基準と、それから住宅扶助、それといわば手取り額、そういうものを加えたものは、そこをスタートラインとして、少なくともそこをまずもって解消し、さらに、その上で生活保護との整合性をさらにどうするか、どのような水準に持っていかたいのかというの地方審議会が議論をしていただきたい。

少なくとも、参考に申し上げますが、先ほど申し上げました、委員がお触れになっている十一都道府県分でありませうけれども、これだけで逆転解消を機械的に算定いたしますと十一都道府県で四十九円、全国加重平均で二十五円の引き上げとなります。しかし、これが最低賃金の額の引き上げ水準ということではないというふうに思っております。

○細川委員 だから、先ほどの十一のところは大

都市を含む都道府県であつて、それは生活保護の方が上なわけですね。最賃がずつと下だ。だから、これに合わせるように、生活保護に合わせるように高くなるというのわかりますよ。では、そうじゃない沖縄はどうですかと聞いているんですよ。上がりますか、上がりませんかということですよ。

○青木政府参考人 先ほど来申し上げていますように、この法律上の枠組みは、生活保護との整合性をきちんと考慮して三つの要素を十分考慮した上で具体的な額を決めるといふ枠組みでございます。具体的な額の決め方としては、労使も交えた地方の最低賃金審議会で十分審議をした上で、地方の実情なども考えながら決定をして、しっかりと遵守してもらいたい、こういうことになっていくわけでありまして。したがって、法律上、具体的な額が直ちにでてくるという枠組みになっていないものではございません。

したがって、今回お願いをしております法律によつて、少なくとも生活保護との整合性との観点でいえば、最低限といえますか、まずもって十一都道府県については、これはまず解消されるでしょう、さらに、それでおしまいというわけではなくて、生活保護との水準というのはさまざまありますから、水準との整合性はさまざまありますので、それはこれから議論をして、何が適当かというものをきちんと、具体的な額を決めるに当たつて十分審議をした上で決定がされるというふうに思っております。

○細川委員 何度聞いてもちょっとよくわからないですね。仕組みも今までと同じでしょう。仕組みは今までどおりですね、地方最低賃金審議会が決める。そして、その三つの要素も同じですね、最初から話しました三つの要素。今度プラスされた生活保護との整合性を加味して決めるというわけですね。

だから、いいですよ、十一の都道府県についてはわかるんです。生活保護の方が上ですから、それに最賃を合わせるというのは、上がりますよ、

それが今言われた二十五円ですか。そうしたら、沖縄はその場合、今度は上がるんですか、生活保護を考慮して上がりますかということをお願いしているんですよ。

でありますので、そういった枠組みに基づいて日本の最低賃金法もなっているというところでござります。

今までの仕組みで具体的にやるからなかなか具体的なことは言えませんというんですけれども、生活保護より最賃の方がちよつと上だったり、あるいはそれが同じだったりしたら、生活保護を考慮したつて変わらないんじゃないですか。今までどおりになるんじゃないですか。一円二円の……

○櫻田委員長 細川律夫君に申し上げます。御申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○細川委員 ちよつと、今の質問だけ許してください。

今までどおりの一円二円の値上げの問題になるんではないですかと私は聞いているんです。上がるんだつたら上がるとちやんと言つてくださいよ。もつと、どれぐらい上がるか。沖縄の人も心配だと思つていますよ。

○青木政府参考人 先ほど申し上げましたように、生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額も異なりますし、必要に応じた各種加算、住宅扶助や医療扶助や勤労控除とか、そういったものがあるわけですね。先ほど来お話がなされておりますのは、そのうちの若年単身世帯の生活扶助基準に住宅扶助の実績値のみをやつた場合に十一だ、単純に機械的に比べると十一だということを申し上げているわけで、では何を比べるのか、少なくともそれは解消してもらわなくちゃいけないと思つていますが、何を比べるというのは、さらにそれに乗つてくるものが考え得るわけですね。それは具体的な額を決めるに当たつて十分議論をしながら考えるべき話だというふうに思っております。

こういった仕組みは世界的にも、額を法定しているアメリカを除けば……

○櫻田委員長 答弁は簡潔にお願いします。

○青木政府参考人 労使で十分話をして額を具体的に決めていくというやり方がいわば世界の趨勢

○長妻委員 民主党の長妻昭でございます。本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

この労働三法の法案が出ておりますけれども、私自身も、国家として、国民の皆様方の最低限の生活というのはどういうようなものなのか、これをきちっと定義して、最低限の生活は国家としてきちっと一律に保障する、こういう強い意思を持つことが国の信頼を高める基本だというふうに考えております。

ところが、今の現状の日本は、最低限の生活、国が保障する生活というのはどういうものか、非常に分野分野ではらばららになっていて、整合がとれていない、きちっとした哲学がないというふうには私は考えているところでございます。

そういう意味では、大臣の哲学をお伺いしたいんですが、具体的には、最低賃金法の改正案が出ております。この生活保護との関係、あるいは国民年金の支給水準との関係、いろいろ、国が最低の保障をしなければいけない、こういう哲学がばらばらだと私は思っております。そういう意味では、今回の改正案は、最低賃金と生活保護あるいは国民年金との給付の関係というのはどういような設定をしているのか。具体的には、一般的な働き方をしたときに最低賃金が生活保護を下回らない、こういうような哲学があるのかどうかというところをお伺いいたします。御明言いただければ。

○柳澤国務大臣 最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者につきまして、賃金の最低額を保障することによって労働条件の改善を図ることを目的としたしております。

一方、近年、労働者の最低限度の生活を保障する観点から、生活保護との整合性の問題もいろいろなところで指摘を受けたところでございます。今度、このために、最低賃金法改正案におきましては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定するということを法定させていただきました。

具体的な水準については、今長妻委員からは全国一律にということでございますけれども、実際問題として、最低賃金を構成する三つの要素のうち生活費というものがあつて、この生活費というのは、物価の水準、動向等も地域によってばらつきがありますことを考えますと、地方それぞれに最低賃金を決定することがよしとされております。私もそれが実情を反映しているものだ、このように考えておりますが、したがって、最低賃金の具体的水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定される、こういうことになっていくわけでございます。

そういうことで、今回、生活保護との関係というところをこの法律上明らかにいたしましたけれども、御指摘のように、最低賃金は生活保護を下回らない水準にするという趣旨で、具体的にもこのことを今後実現してまいりたい、このように考えております。

○山井委員

少し、最賃の質問をさせていただきます。

今回、第七条で最低賃金の減額の特例を設け、厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により最低賃金の効力の規定を適用するとしているが、厚生労働省令とは何を想定しているのか、武見副大臣、お願いします。

○武見副大臣 現行の最低賃金法は、障害により著しく労働能力の低い者等については、個別の許可によって最低賃金の適用を除外することができるといふふうにしてあります。

実際の運用においては、適用除外の許可を受けただからといって、極端に妥当性を欠く低賃金となることのないよう、例えば精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、支払う賃金額が、最低賃金額から、労働能率が低い割合に対応する金額を減じた額を下回ってはならないといった運用、すなわち減額措置という運用が行われてきております。これは、現行法においても、通達によってこうした運用が今も既に行われているわけでありませぬ。

そして、今般の改正によって法律上もこの減額措置となるものでありますけれども、支払うべき賃金の下限額については、現在の運用における取り扱いを変更するというものではございません。現在の運用の実態を踏まえて省令を策定する、こういう考え方でございます。

なお、厚生労働省令で定める率の具体的内容については、例えば、精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、当該最低賃金の適用を受ける他の労働者のうち最下層の能力者と比較した被申請者の労働能率の割合とするといふふうにご考えておるところでございます。

○山井委員

それでは、ちょっと最賃の話をしたんですが、武見副大臣、地域別最低賃金の不払いに係る罰金額が五十万円に引き上げられましたか、これは労働者一人当たりに対する罰金額ですか、武見副大臣。

○武見副大臣 御指摘のとおりでございます。

○山井委員 特定最低賃金については今回の最賃法の罰則の適用ではないが、これはなぜですか。どのように労働者の保護を図るんですか。

○武見副大臣 最低賃金の一義的な役割ですね。これは、すべての労働者について賃金の最低限を保障するセーフティーネットということでございます。その役割は、地域別の最低賃金が果たすべきものであるといふふうに私どもは考えております。あくまでも一番基本的なセーフティーネット、これは地域別の最低賃金という確認をまずしておきたいと思っております。

このため、今般の見直しにおきましては、地域別最低賃金について各地域ごとに決定することを義務づけるとともに、労働契約の内容を規制する強行的、直律的効力を付与した上で、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には最低賃金法の罰則を科す、このことによってこの履行を確保するということが五十万円ということが決められてきているわけです。

他方で、一定の事業または職業に適用される特定最低賃金については、関係労使のイニシアチブにより設定をされており、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完して、公正な賃金設定に資するものとしてセーフティーネットとは別の役割を果たすといふふうに、私どもはこちらについては考えているわけです。その不払いにつきましては最低賃金法の罰則は適用しないといふふうにご考えました。

ただ、他方で、特定最低賃金不払い、これは賃金の全額払い違反となることで、実際、賃金の全額払い違反に係る罰則として上限で三十万円、それが適用されるということになりますので、こういった観点からの労働者の保護というものはきちんと行われていると考えてます。

○園田(康)委員

最低賃金法の質問をさ

せていただきます。

でも、まだこの最低賃金法の内容に入る以前の問題でありますので、この内容そのものにはきょうは触れるつもりはありません。ちゃんとした、正常な形の中の審議に基づいてこの最低賃金法の中身の審議をさせていただきたいんですが、その内容に入る前に、先般、三月の二十二日でありましたでしょうか、政府の成長力底上げ戦略推進円卓会議、これについての大臣の御感想を少し伺っておきたいというふうに思うわけですが、このときに、安倍総理が、三月十九日の参議院の予算委員会での我が党の質問に対して、円卓会議についてこのように述べておられます。

最低賃金について申し上げれば、近年、最低賃金制度が言わば生活保護と比べてもある意味セーフティネットとしての機能を十分に果たしていないと、こういう観点から見直しを行うことにいたしましたわけでございます。

そしてさらに、我々としては、この成長力底上げ戦略を進めていくことによつて、将来、中小企業等々においても生産性を引き上げていくという中において、当然それに倣つてこの最低賃金も上がっていくような仕組みをつくつていきたいという中において、円卓会議をつくつて、その議論を各地域における最低賃金の審議会における議論のこれは正にベースにしていきたいと、このように考えているところでございます。というふうに総理はおっしゃつておられるわけですが、大臣、最低賃金は決定過程においてどのようになつていくんでしょうか。この円卓会議がベースになつて、これに基づいてつくられるものなんでしょうか、制度として、どうでしょうか。

○柳澤國務大臣 私、最低賃金の決定というのは、これまでの最低賃金審議会、これは中央の審議会、地方の両方ありますが、これを通じて決定されていく、それはある意味で、諮問に対する答申ですけれども、基本的にそれを尊重して、行政として決定をしていく、この仕組みは基本的にどういふか、全く変わらないというふうに理解していただきたいと思ひます。

しからは、この底上げ戦略推進円卓会議というのはどういふ位置づけかという、結局、そういうことで、最低賃金の要素として、もちろん生活費もありますけれども、事業主の支払い能力ということも一つの要素にございます。

支払い能力というのは、結局どうして生まれてくるかといへば、これはやはり生産性の向上をすることによつて支払い能力の向上というものも図れるという意味でございます。ある意味で最低賃金を引き上げる環境を整備するというか、改善していくというか、そういうことの戦略あるいは施策というものを中長期的に考えていく、そういう機関であるというふうに私としては理解をしておりますし、また委員にもぜひそのように理解をしていただければ幸ひ、このように思つております。

○園田(康)委員 今回の制度で、中央最賃審議会と地方最賃審議会の枠組みは変わらない。そして、屋上屋のようなこの円卓会議なるものが、私はそのような印象を受けているわけでありまして、私も、しっかりとこの政府全体の取り組み、中小企業の推進策というものもあわせて私は行う必要があるというふうに考えておりますので、そのことも含めて、屋上屋だけでやつていくのではなくて、ちゃんと実質的な地域の中身の事態を把握しながら、それぞれにおいて引き上げていくという方向で頑張つていただきたいというふうに思つております。

○高橋委員

そこで、最低賃金の問題でお話をいたしますが、最初に大臣に簡単な質問をいたします。

○高橋委員 今現在、最低賃金の全国平均額は六百七十円、月収に直すと十一万七千円何がし、年収で百四十一万五千円くらいになると思っていますけれども、この水準を低いと大臣はお考えでしょうか。ワーキングプアという言葉がござりますが、まさしくこの最賃に張りついた労働者の実態、貧しいと考えていらっしゃるのでしょうか。見解を伺います。

○柳澤国務大臣 今委員が御指摘になられましたように、現行の地域別最低賃金の全国加重平均額は六百七十三円でございます。したがって、これを一日八時間として二十一日間働くということとを考えますと、十二万円足らずということになります。

この具体的な水準は、委員も御承知のとおり、公務使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されているものでございまして、そのこと自体については、私もどもとして審議会の御意向を尊重して決定させていただいておるという立場で、このこと自体について云々することは、こうした枠組みの中では差し控えていた方がいいと思っております。

○高橋委員 今、決り方の問題についてはこの後質問いたしますけれども、そこに逃げないでいただきたいんですね。これで暮らせると思っておられるのかということ、大臣の率直な認識を伺いたいと思っております。数字の上の積み上げではなくて、実際として十二万円足らずで暮らしているのかということなんです。そのことを本にお答えをいただきたいと思います。

○五年一月七日の最賃制度のあり方に関する研究会に提出された資料、「最低賃金制度の意義・役割について」によれば、第一条、目的の解説の中で、労働条件の改善とは、労基法で言える労働条件の向上という改善度合いの向上、これは現状より上回ることであって、水準が一定高くてもそれより上回れば向上と言われ、しかし、改善とは現状が悪いことを前提としている、このように説明がされています。現状が悪いことが前提なんだというところなんです。

同じ資料の中に、「ILO事務局長ジェラルド・スタール」世界の最低賃金制度による整理の中で、最低賃金制度は「すべてのあるいはほとんどの労働者に、不当に低い賃金から保護する安全網を提供することによって、貧困の減少に適度に寄与する手段」と整理をされております。

あれこれの要素の前に、現状は極めて低いんだ、これをまじく改善するのだという立脚点に立つのかどうか問われていると思っております。もう一度お答えをお願いします。

○柳澤国務大臣 最低賃金というのは、今委員がお述べになりましたように、労働者の最低限度の生活を保障する、そういうセーフティネットという役割を果たすことを当然期待されておる制度でございます。

そういうことで、今私が申し上げましたように、現在の水準というのは六百七十三円ということが全国加重平均額になっているわけでございますけれども、今回の改正においては、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費について、生活保護に係る施策との整合性に配慮するということを明確にさせていたいただいております。このことを踏まえて、私どもとしては、最低賃金額をせき引き上げの方向でそれぞれの審議会からの答申もいただくように、そういうことを願って、こうした法律の改正案を提出させていただいておるということを御理解賜りたいと思っております。

○高橋委員 なかなか暮らしていけないということとを大臣のお言葉では言えないのだらうと思っております。ただ、今お話しされたように、生活保護よりも低いような状態を改善しようという点では、極めて低いということの認識であったのかと思っております。

確認をさせていただきたく思います。それが違つたのであれば、後でまた答弁なさればいいかと思っております。簡単なことでございませぬ。最賃の決定者はだれかということなんです。

第十條には、厚労大臣または都道府県労働局長はという主語になって、決定しなければならぬというのが最後にあります。また十七條には、「著しく不適当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることが出来る。」とあります。これは大臣に決定権限があるということを確認してよろしいでしょうか。

○柳澤国務大臣 結論的に申しますと、高橋委員が言われるとおりであります。最低賃金については、原則として、一都道府県労働局長が決定することとされております。都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不適当であると認めるときは、厚生労働大臣が都道府県労働局長に対してその改正等を命ずることが出来ることとされておりました。それと、中央及び地方の最低賃金審議会のお考えを尊重しながら、決定は、都道府県労働局長、あるいは場合により厚生労働大臣であるということが法律の規定するところでございます。

○高橋委員 基本的な権限の所在がはっきりしたかと思っております。ただ、改正や廃止の決定について、大臣が伝家の宝刀を抜いたことは一度もないということでありましたので、私はやはり、今こういう議論を積み重ねていく中で、そういうことだつてあるんだよということ、今抜けと言っているわけではありませぬが、そういうことをきちんと念頭に置いて議論を進めていきたい、そういうふうに思っております。

そこで、生活保護との整合性について伺います。九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」というふうに盛り込まれたわけがあります。ここで、一都道府県生活保護費を最低賃金に下回っているというところが、この間議論をされてきました。そこで、政府が基準としている生計費というのは、ここでいう生活扶助、つまり食費、水光熱費、居住費、これをいうのでしょうか。

○青木政府参考人 生計費につきましては、各地方最低賃金審議会において、生活保護基準や生活保護水準の具体例とか物価指数だとか標準生計費だとか家計収支、可処分所得、消費支出などさまざまな資料を用いて審議が行われているところでもあります。

それで、生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されているのに対して、生活保護は市町村を六級に区分しております。生活保護は年齢や世帯構成によって基準額が異なる、あるいは生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助、医療扶助などがある、これをどういうふうに考慮するのかといった問題があります。

現在の最低賃金と生活保護の水準を見た場合に、衣食住という意味で、生活保護のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均値に住宅扶助実績値を加えたものを手取り額で見れば最低賃金が下回っている地域が見られる。まずはそういうケースについて比較を、その整合性を考慮の上、逆転を解消し、その上でさらに最低賃金と生活保護との整合性のあり方について考慮していくことが一つの考え方はないかというふうに思っております。

○高橋委員 級の区分の仕方が違つてどうか、そういういろいろな違いがあることを乗り越えて生活保護との整合性を図るということを今回盛り込んだわけですから、基本的な考え方をきちんと整理していく必要があるのだから。

そこで、政府の出している資料というのは、最低賃金に対し、税や社会保険料を考慮した可処分所得として〇・八六七を掛ける、そういう数字を比較しているかと思っております。当然、生活保護であれば負担しないものを、普通の賃金労働者であれば負担しなければならぬ、そのことを考慮していると思っております。そのことを、すべての都道府県が生活保護より下回るといふ資料が出てくるかと思っております。それは間違いありません。そして、その上で、最低でも、局長が言うところからスタートというときには、この〇・八六七を掛けた数字、ここはすべての都道府県が下回っているんだ、その認識から出発するべきではないでしょうか。